

平成19年12月25日

教育庁総務課

平成19年度茨城県教育委員会教職員退職勧奨要領について

平成20年度定期人事異動における人事事務取扱要領中「別に定める」とした退職勧奨についての概要は、次のとおりです。

第1 対象者

教育庁及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員（以下「教育庁等職員」という。）並びに県立学校教職員及び市町村立学校に勤務する県費負担教職員（以下「学校教職員」という。）とする。

第2 承認勧奨

平成20年3月31日現在で年齢45歳以上59歳以下の者の申請により、この要領による勧奨退職の適用を教育委員会が認める場合とする。

第3 退職勧奨に関する期間及び期日

- 1 勧奨期間 平成19年12月17日（月）から平成20年1月18日（金）までとする。
- 2 退職願の提出 別に定める
- 3 退職の発令 平成20年3月31日

第4 優遇措置

退職手当の積算において、その基礎となる給料月額を定年までの残年数の1年につき2%加算とする。

当該優遇制度は勤続20年以上の者に適用される。

第5 その他

この要領に定める期間外においても、教育委員会が必要と認めた者については退職勧奨を行うことができる。